

地域力連携拠点事業 あなたの経営課題を解決します

経営革新計画は、「新たな事業活動に取り組み、経営の相当程度の向上」を図る必要があります。

- 「**新たな事業活動**」とは……新商品（サービス）の開発生産や提供、新たな生産、販売、提供の方式の導入など。
- 「**経営の相当程度の向上**」とは……次の指標が3～5年で向上することをいいます（経営革新計画期間は3～5年）
「付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）」が年率3%以上の伸び率（3年計画=9%以上、4年計画=12%以上、5年計画=15%以上）
「**経常利益**（営業利益－支払利息等）」が年率1%以上の伸び率（3年計画=3%以上、4年計画=4%以上、5年計画=5%以上）

承認後の支援策概要

■ 融資・貸付

- 設備資金又は運転資金についての株式会社日本政策金融公庫からの低利融資制度
- 設備資金又は運転資金についての民間金融機関等からの県単独融資制度
- 4社以上のグループが行う経営革新計画事業に対する高度化融資制度
- 小規模企業者等に対する設備導入資金貸付制度の特例

■ 信用保証

- 信用保証協会による保証の特例

■ 税制措置

- 機械設備導入による税額控除または特別償却

■ 投資

- 中小企業投資育成株式会社からの投資
- ベンチャーファンドからの投資

■ 特許料の減免措置

承認計画における技術開発に関する研究開発事業にかかる特許料等の減免措置

※各種支援を受けるためには、別途該当支援機関での手続き・審査が必要です。

申請手続きの概要

■ 相談

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、支援措置の内容等、お近くの商工会または北勢商工会広域連合でまず相談下さい。

■ 必要書類の作成、準備

申請書の書き方、ビジネスプランの策定の仕方等をアドバイスします。

■ 三重県への申請書の提出

本法に関連する債務保証、融資を利用する場合は、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとってください。

■ 三重県からの承認

審査を経て、経営革新計画の承認がされます。また支援策の実施機関の審査後に支援措置が行われます。計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査などが行われます。

経営革新計画承認事例紹介

ミホクインダストリ(株)

金属プレス金型設計製造業
(桑名市長島町押付70番地7)

■ 計画テーマ

「量産から試作市場の開拓、新型高性能プレス機導入により微細な調整を強みにするノウハウ提供企業への展開」

以前より経営革新については、興味がありましたが、申請までには至りませんでした。今般、桑名三川商工会からの助言もいただき、地域力連携拠点事業応援コーディネーターや会計士の方々と経営革新計画に取り組むこととなり、新設備の導入により新たな技術展開を進めることを経営計画に落とし込んでいきました。その結果三重県からの計画承認を得ることができましたが、計画作成にあたり、将来の経営戦略として方向性がより明確になったことが一番の収穫です。

あなたの会社に
あったプランで
頑張る企業を
応援します

